

事前評価実施地区取りまとめ個表

整理番号	
------	--

地域（地区）名	仁淀川地区	事業名	山のみち地域づくり交付金事業
計画策定主体	高知県	対象市町村	仁淀川町
事業実施期間	令和7年度～令和11年度（5年間）	事業実施主体	高知県

事業の概要・目的	当該地区が所在する仁淀川町は、四国のほぼ中央、高知市の北西約50kmに位置し、東部は吾川郡いの町及び高岡郡越知町、南部は高岡郡津野町、北部は四国山地をもって愛媛県と接しており、年平均気温は12.2℃、年間降水量は3,016mmと比較的温暖多雨で樹木の生育には適している。 地区内は標高100m～1,800mと高低差が大きく起伏も激しい急峻な地形を呈しており、集落はその急峻な山腹斜面に点在する典型的な山村で、人口は令和6年には4,457人と最盛期の26,067人から大きく減少しており、また、65歳以上の高齢化比率も約56%と高くなっている。 事業計画地の利用区域における森林面積は5,991haで、その内民有林は4,915haで、人工林率は80%(3,948ha)となっている。人工林については、要間伐対象森林が42%を占めており、適切な施業が早急に求められているが、林業従事者の高齢化や木材価格の長期にわたる低迷などにより林業生産意欲の減退が懸念されている。このような中で、林業・山村地域の振興・活性化を図るためにも生産や生活基盤の根幹となる林道の整備は必要不可欠となっている。 本事業による整備目標には、利用可能な木材資源が多くあるにも関わらず、路網が未整備であることにより木材利用が困難であったことを鑑みて、林道開設に伴い増加が見込まれる森林整備量の増加を掲げることとし、本事業計画期間内に過去5年間で実施した平均森林整備面積の1.25倍の面積を整備することを数値目標とする。 また、当該地区においては、幅員の狭小な道路が多数あり、基幹となる路網が整備されていないため、適切な森林施業の実施等に支障をきたしている。このため、当該路線を整備することにより、既設の幹線林道や国道33号線、県道363号線を経て国道494号線と接続する骨格的な路網が形成され、効率的な森林整備の実施や大型車による林産物の運搬等が可能となるとともに、計画路線沿線に点在する集落の交通の利便性についても向上することが期待されている。 当該路線については、（旧）緑資源機構により21,520mが既に実施されているところであるが、高知県が事業を承継するにあたっては事業計画を見直し、道路法線の変更や幅員の変更等によりコスト削減に努めているところである。
事業内容	路網整備：林道開設L=2,900m、W=7.0m 総事業費：1,400,000千円（R7～R11）
費用対効果分析結果	$B/C = 1.15 \geq 1.0$
関係者の所見	当該路線については、次の内容が期待できるとして、高知県、仁淀川町及び受益者等が早期完成を望んでいる。 ①受益地における森林施業の機械化及び木材搬出の低コスト化。 ②集落間の連絡道、観光資源を活かした地域の活性化。
総合的な所見	必要性、効率性及び有効性の観点から事業内容を総合的に判断した結果、事業を実施することが適当である。

(別紙1)

**令和6年度採択チェックリスト
(山のみち地域づくり交付金)**

道 県 名	高知県	地 区 名	仁淀川地区
計画作成主体	高知県	計 画 期 間	R7～R11

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。	☒
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地理状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	☒
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	☒
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	☒
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	野生動物との共存や地形の改変の抑制、景観への配慮等が図られていること。	☒

Ⅱ 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1)多様な森林づくり	①健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ齢級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	B
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				－	該当しない。	
		②効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	A
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				－	該当しない。	
	(2)山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	A	
			B	当該計画が、山村地域の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			－	該当しない。		
2 効率性	(1)事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。	A	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1)自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	A	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2)地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 （ア）地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 （イ）地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	B	
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
－	該当しない。					

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3)効果的な事業の実施	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	A
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
		②作業体型の整備	事業実施のための作業体型の整備	A	高性能林業機械による作業体型が確立している。	A
				B	高性能林業機械による作業体型の確立に向けて取り組みがされている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
		③生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	A
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
		④他事業との連携	他事業との連携計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	B
				B	他事業との連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
		⑤他計画との関連	関連する計画への位置づけ	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	A
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	